

フロン排出抑制法の平成 29 年度の施行状況の調査結果 を公表します

平成 31 年 1 月 10 日（木）

環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)の平成 29 年度の施行状況について、都道府県に対し調査を行い、その結果を取りまとめましたので公表します。

環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を一層促進していくため、今後も他省庁や都道府県の関係部局との連携を強め、フロン排出抑制法の施行の徹底を図ってまいります。

1 調査結果概要

- ・平成 30 年 4 月 1 日現在の 第一種フロン類 充填回収業の登録件数は 43,651 件であり、平成 29 年 4 月 1 日現在と比べ、約 1 千件増加。
- ・平成 29 年度、第一種 フロン類 充填回収業者に対しては 1,249 件の立入検査を実施するとともに 206 件の指導・助言等を実施、また、第一種特定製品管理者に対しては 1,088 件の立入検査を実施するとともに 64 件の指導・助言等を実施。

2 添付資料

- ・【別紙 1】フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について
- ・【別紙 2】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行状況調査報告書（平成 29 年度実績）

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8329

室長 馬場 康弘（内 6750）

室長補佐 藤田 祐輔（内 6751）

担当 石黒 哲郎（内 7750）

フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について

環境省フロン対策室

1. 第一種フロン類 充填回収業登録数

平成14年にフロン回収・破壊法として施行された後、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行うこととされて以降、その登録件数は増加し続けており、平成30年4月1日時点で、約44,000件となっています。(図1)

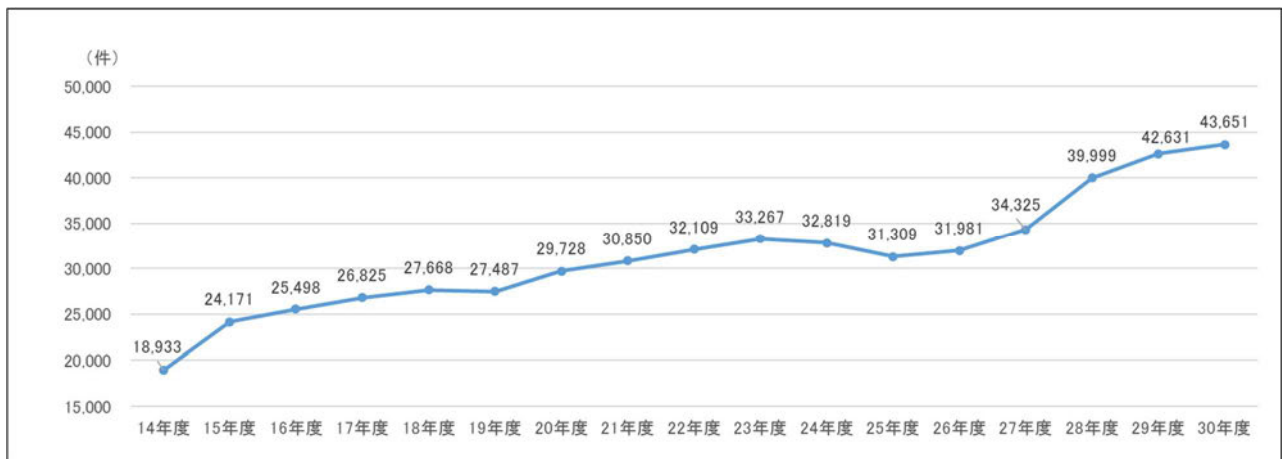


図1：第一種フロン類 充填回収業登録数

2. 都道府県における立入検査・指導等の実施状況

(1) 都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査・指導等の実施状況

都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査は、これまで主に第一種フロン類充填回収業者を対象に実施されておりましたが、平成27年度からは第一種特定製品管理者に対する立入検査も実施されています。

平成29年度には、第一種フロン類充填回収業者については1,249件、第一種特定製品管理者に対しては1,088件の立入検査が実施されました。

また、フロン類充填回収業者に対する法に基づく指導・助言は毎年度100件余りでしたが、自治体による業者への指導・監督の強化により、平成29年度については206件に増加しました。

(図2、図3)

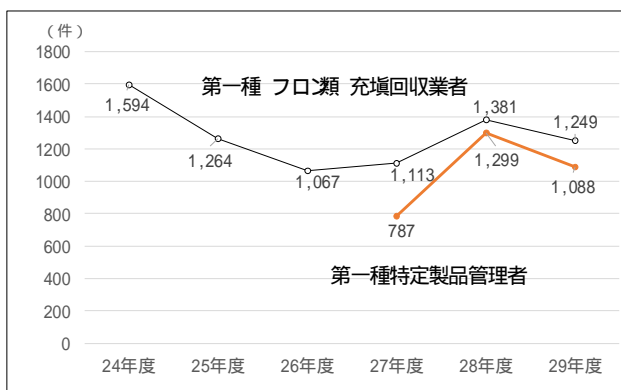


図2：法に基づく立入検査件数

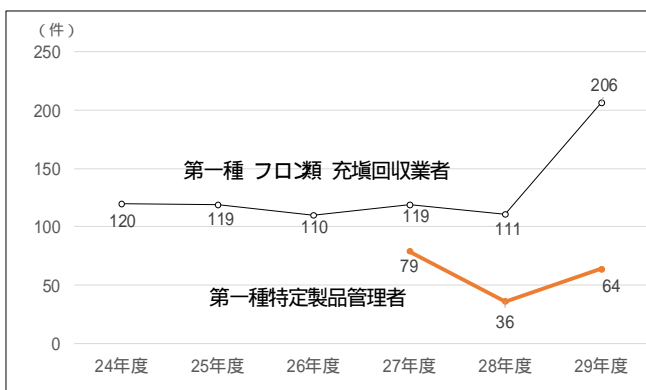


図3：法に基づく指導・助言件数

- 1 フロン排出抑制法が平成27年4月から完全施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。
- 2 平成24年度、平成29年度は第一種フロン類充填回収業者の登録の更新(5年に1度)が多い年に該当。

(2) 法第45条第4項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

平成29年度において、法第45条第4項に規定する報告(廃棄等実施者が引取証明書の送付を受けない場合等に都道府県へ報告を行う制度)において、報告件数は6件ありました。

また、フロン排出抑制法違反に対する告発件数はありませんでした。(表1)

表1 法第45条第4項に規定する報告及び法違反に対する告発の件数

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
法第45条第4項に規定する報告件数	4件	4件	0件	1件	3件	6件
法違反に対する告発件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行
状況調査

報告書

(平成 29 年度実績)

平成 31 年 1 月

環境省 地球環境局

地球温暖化対策課 フロン対策室

目 次

第一章	フロン排出抑制法の施行状況（事業者編）	2
1.	登録事業者・認定事業者	2
第二章	フロン排出抑制法の施行状況（行政編）	5
1.	実施体制	5
2.	周知・啓発活動の実施状況 エラー! ブックマークが定義されていません。	
3.	立入検査等の実施状況	11
4.	他法令との連携状況	20
5.	条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況 エラー! ブックマークが定義されていません。	
6.	フロン類回収等推進協議会	26

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」又は「法」という。)の都道府県における施行状況を把握するため、平成30年6-7月に調査を実施し、その結果について以下のように整理を行った。

第一章 フロン排出抑制法の施行状況(事業者編)

1. 登録事業者・認定事業者

(1) 第一種フロン類 充填回収業者の登録状況(表1)(図1)

平成30年4月1日時点で、第一種フロン類 充填回収業者の登録数は全国で43,651件であり、平成29年4月1日時点の登録数(42,631件)と比較して2.4%(1,020件)の増加となった。

なお、全国の充填回収業者による充填回収量の集計結果は、別途とりまとめの上、国が公表している。

平成30年10月25日環境省報道発表「平成29年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類 充填量及び回収量等の集計結果について」

(2) 省令49条認定事業者の認定状況(表2)(図2)

平成30年4月1日時点における省令49条認定事業者数は全国で82件であり、そのうち民間企業が68件、公益法人等が14件である。

表 1 フロン排出抑 制法に基づく第一種フロン類 充填回収業者登録状況

自治体名	フロン排出抑制法に基づく登録状況					
	H29/4/1現在の第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	H29年度に廃業した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	H29年度に失効した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	H29年度に取消処分を受けた第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	H29年度に新規に登録した第一種フロン類充填回収業者登録事業者数	H30/4/1現在の第一種フロン類充填回収業者登録事業者数
北海道	618	12	43	0	82	645
青森県	326	8	18	0	41	341
岩手県	377	5	21	0	55	406
宮城県	670	25	29	0	80	696
秋田県	361	14	37	0	48	358
山形県	452	7	15	0	27	457
福島県	700	15	35	0	67	717
茨城県	1,565	21	82	0	145	1,607
栃木県	1,125	12	79	0	129	1,163
群馬県	1,077	15	45	0	108	1,125
埼玉県	2,534	41	93	0	234	2,634
千葉県	2,227	31	95	0	228	2,329
東京都	3,970	40	220	0	269	3,979
神奈川県	2,616	45	117	0	220	2,674
新潟県	676	20	15	0	42	683
富山県	341	5	7	0	29	358
石川県	396	8	10	0	38	416
福井県	390	5	19	0	44	410
山梨県	585	22	4	0	61	620
長野県	696	8	32	0	65	721
岐阜県	865	10	43	0	76	888
静岡県	1,309	25	53	0	134	1,365
愛知県	1,757	26	155	0	165	1,741
三重県	909	14	63	0	111	943
滋賀県	957	16	47	0	91	985
京都府	1,261	22	69	0	111	1,281
大阪府	2,190	28	200	0	196	2,158
兵庫県	1,695	32	186	0	199	1,676
奈良県	866	15	48	0	85	888
和歌山県	680	14	70	0	73	669
鳥取県	305	3	17	0	31	316
島根県	301	9	6	0	33	319
岡山県	668	9	30	0	67	696
広島県	720	8	81	0	84	715
山口県	567	7	34	0	55	581
徳島県	330	3	24	0	37	340
香川県	438	7	25	0	40	446
愛媛県	435	11	10	0	43	457
高知県	294	5	31	0	31	289
福岡県	1,131	18	54	0	126	1,185
佐賀県	493	15	17	0	49	510
長崎県	506	15	32	0	44	503
熊本県	491	5	19	0	77	544
大分県	488	3	22	0	59	522
宮崎県	445	21	14	0	51	461
鹿児島県	487	6	106	0	124	499
沖縄県	341	8	62	0	64	335
計	42,631	714	2,534	0	4,268	43,651

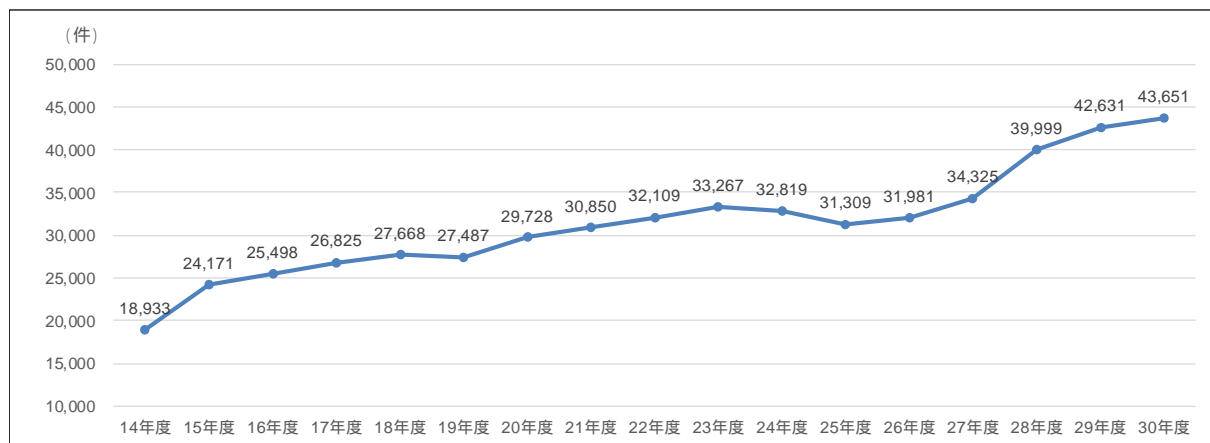


図 1 第一種フロン類 充填回収業者登録数の推移

表 2 省令 49 条認定事業者数（平成 30 年 4 月 1 日時点）

自治体名	省令49条認定事業者数 (民間企業)	省令49条認定事業者 (公益法人等)
北海道	1	0
青森県	0	0
岩手県	6	0
宮城県	3	1
秋田県	0	0
山形県	0	0
福島県	0	1
茨城県	0	0
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	3	0
千葉県	0	1
東京都	6	0
神奈川県	0	0
新潟県	0	1
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	0	1
長野県	0	1
岐阜県	1	0
静岡県	0	1
愛知県	16	0
三重県	0	0
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	7	0
兵庫県	0	0
奈良県	0	0
和歌山県	0	0
鳥取県	0	0
島根県	0	1
岡山県	0	2
広島県	3	0
山口県	0	1
徳島県	0	0
香川県	3	1
愛媛県	4	0
高知県	1	0
福岡県	6	0
佐賀県	2	0
長崎県	2	0
熊本県	1	0
大分県	0	0
宮崎県	0	0
鹿児島県	1	0
沖縄県	2	0
計	68	14

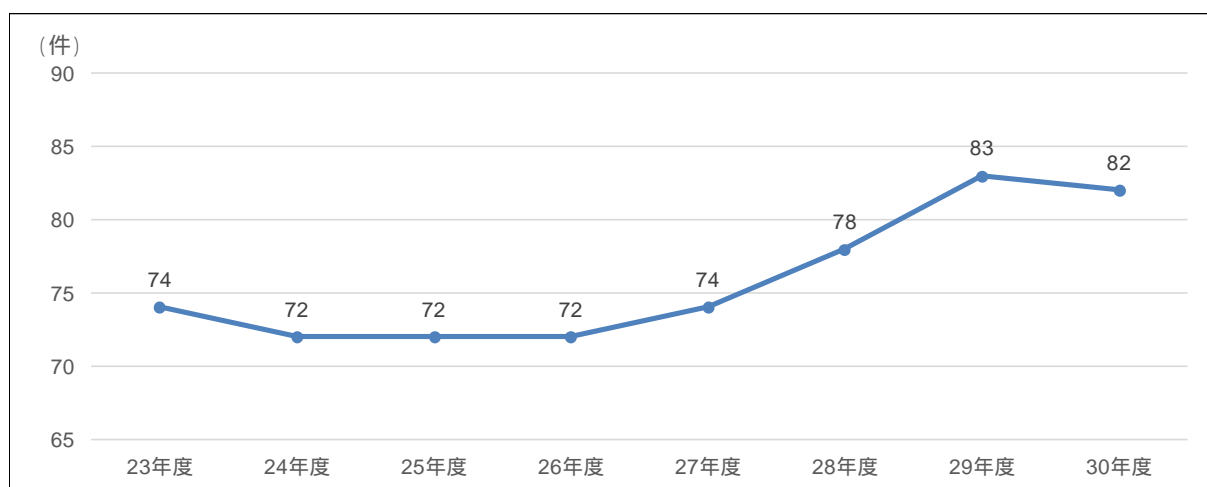


図 2 省令 49 条認定事業者数の推移

第二章 フロン排出抑制法の施行状況（行政編）

1. 実施体制

（1）フロン類等対策の所管部局

i. フロン排出抑制法を担当する職員数（表 3）

ほとんどの自治体で、本庁舎における担当者数は1~2人であり、かつ兼任である。また、多くの自治体で出先機関に事務を委託しており、出先機関においても他法令等との兼任がほとんどである。

表 3 フロン排出抑制法を担当する職員数

	担当者数	（うち兼任）	（うち専任）
本庁	104	98	6
出先機関	437	433	4
計	541	531	10

ii. 出先機関の数と主な役割（表 4）

多くの自治体の出先機関において、充填回収業者の登録受付（30自治体）、充填回収量報告窓口（28自治体）、立入検査（36自治体）、助言・指導（35自治体）を行っている。

表 4 出先機関の数と主な役割

	委任している自治体	出先機関の数	出先機関の役割					フロン排出抑制法に係る事務委任なし
			充填回収業者登録受付	充填回収量報告窓口	立入検査	助言・指導	勧告・命令	
全国計	36	226	30	28	36	35	24	11

(2) フロン排出抑制法に基づく 充填回収量の公表状況について(表 5)

約半数の自治体が環境白書、都道府県報等への掲載により公表を行っている(26自治体)。Webでの公開は3自治体と少なく都道府県独自での報道発表を行っている自治体はない。その他、フロン類対策普及・啓発のための講習会での公表やフロン類排出抑制推進協議会の会報での周知を図っている例がある。一方で、特に公表等を行っていない自治体は19自治体である。

表 5 充填回収量報告の公表状況

自治体名	都道府県独自での報道発表	環境白書、都道府県報等への掲載	Webでの公開	その他	「その他」の自由記述欄	特になし
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都					フロン対策普及・啓発のための講習会にて公表	
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県					愛知県フロン類排出抑制推進協議会会報への掲載	
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県					充填回収業者の立入の参考としている。	
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
計	0	26	3	3		19

2. 周知・啓発活動の実施状況

(1) 普及啓発・情報提供の実施状況(表 6-表 9)

普及啓発・情報提供の実施状況について、各関係事業者別でみると、充填回収業者向けは 41 自治体、建設業者(解体業者)向けは 38 自治体、冷凍空調機器の管理者向けは 40 自治体で活動が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、会議や説明会での周知、ホームページへの掲載が行われていることが多い。いくつかの自治体では広報誌、テレビやラジオ放送での広報活動が行われている。

表 6 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定している

普及啓発・情報提供の実施状況

	充填回収業者向け	建設業者(解体業者として)向け	冷凍空調機器の管理者向け
全国計	41	38	40

表 7 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定
 をしている
 普及啓発・情報提供の内容 その1

自治体名	対象	普及啓発・情報提供の内容
北海道	充填回収業者	管理者への法令の周知やリーフレット、簡易点検表の配付を依頼
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法合同パトロールにおけるチラシ等の配付
	冷凍空調機器の管理者	事業組合を通じてのリーフレット、簡易点検表の配付
青森県	充填回収業者	廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)
	建設業者(解体業者として)	廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)
	冷凍空調機器の管理者	廃棄物処理法説明会における周知(産業廃棄物の排出事業者向けに行う説明会において、フロン排出抑制法の概要を周知)
岩手県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	パンフレットの配布
	冷凍空調機器の管理者	パンフレットの配布
宮城県	充填回収業者	充填回収量の年次報告のお知らせと同時にフロン法の再度確認のお願い
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法パトロールの合同実施時における周知
	冷凍空調機器の管理者	他法令の立入検査との合同実施、説明会の開催
秋田県	充填回収業者	パンフレットの配布
	建設業者(解体業者として)	パンフレットの配布
	冷凍空調機器の管理者	パンフレットの配布
山形県	充填回収業者	ホームページによる周知
	建設業者(解体業者として)	・建り法届出時、合同パトロール時のチラシ配布 ・廃棄物関連講習会等でのチラシ配布
	冷凍空調機器の管理者	ホームページによる周知
福島県	充填回収業者	・第一種フロン類充填回収業者へ手引き送付 ・パンフレットの配布やテレビ・ラジオ広報、ホームページへの掲載など
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
茨城県	充填回収業者	新聞への寄稿による周知
	建設業者(解体業者として)	他法令説明会におけるチラシ配布、新聞への寄稿による周知
	冷凍空調機器の管理者	他法令説明会における周知、新聞への寄稿による周知
栃木県	充填回収業者	立入検査時、パンフレットの配付
	建設業者(解体業者として)	立入検査時、パンフレットの配付
	冷凍空調機器の管理者	立入検査時、パンフレットの配付
群馬県	充填回収業者	フロン充填回収技術講習会及びフロン回収技術講習会の開催
	建設業者(解体業者として)	特定解体元請業者へのアンケート調査の実施
	冷凍空調機器の管理者	大規模小売店舗へのアンケート調査の実施
埼玉県	充填回収業者	冷媒フロン類取扱技術者講習会等で管理者へのフロン排出抑制法の周知・助言を依頼
	建設業者(解体業者として)	産業廃棄物適正処理講習会、石綿法令説明会での周知(チラシの配布)
	冷凍空調機器の管理者	フロン排出抑制法に関する講習会の実施
千葉県	充填回収業者	県ホームページによる周知
	建設業者(解体業者として)	県ホームページによる周知
	冷凍空調機器の管理者	県ホームページによる周知
東京都	充填回収業者	フロン排出抑制法に関する講習会
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	商工団体を通じ小規模事業者への周知
神奈川県	充填回収業者	登録(更新)申請受付時及び立入検査時にチラシ等を配付
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法パトロール時にチラシ等を配付
	冷凍空調機器の管理者	・高圧ガス保安法許可・届出受付時にチラシ等を配付 ・県ホームページ、広報誌、ラジオによる周知
新潟県	充填回収業者	・啓発用パンフレットの配布、立入検査・回収量報告時の情報提供 ・地域の環境保全連合会の機関誌における記事掲載
	建設業者(解体業者として)	・建設リサイクル法パトロール時の情報提供 ・県ホームページによる周知
	冷凍空調機器の管理者	県ホームページによる周知
富山県	充填回収業者	・ホームページによる周知 ・立入検査時にパンフレットの配布
	建設業者(解体業者として)	建り法担当部局と連携し、全国一斉パトロールの際にチラシを配布
	冷凍空調機器の管理者	ホームページによる周知
石川県	充填回収業者	・しおりを作成し配布 ・ホームページによる周知 ・パンフレット等配布 ・立入等において関係事業者に対し周知
	建設業者(解体業者として)	・ホームページによる周知 ・立入等において関係事業者に対し周知 ・関係団体を通じてリーフレット等を配布し周知を実施
	冷凍空調機器の管理者	・ホームページによる周知 ・環境関連イベント時に周知 ・ラジオによる周知 ・立入等において関係事業者に対し周知
福井県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
山梨県	充填回収業者	・県HPによる制度改正内容の周知 ・改正後の登録(更新)・変更・廃業等の手続き方法及び申請・届出様式をワード形式で掲載 ・新規登録申請者(来庁者)にフロン排出抑制法パンフレットを配布。 ・立入検査時必要に応じ運用の手引き(抜粋)を配布し、記録作成、各種証明書の交付等について周知、指導
	建設業者(解体業者として)	建り法パトロール時に啓発パンフレットを配布し、周知啓発
	冷凍空調機器の管理者	県HPにてリーフレット掲載及び制度改正の内容を周知
長野県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
岐阜県	充填回収業者	充填回収業者を対象とした立入検査において法の遵守について呼びかけた。
	建設業者(解体業者として)	全国一斉パトロールにおいて、立入の際に解体業者へチラシを配布する等、法の遵守について呼びかけた。
	冷凍空調機器の管理者	管理者を対象とした立入検査においてチラシを配布する等、法の遵守について呼びかけた。

表 8 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定をしている
普及啓発・情報提供の内容 その2

自治体名	対象	普及啓発・情報提供の内容
静岡県	充填回収業者	新規・更新・変更登録を行った充填回収業者及び立入検査先の充填回収業者に対し、顧客に対する法の周知を依頼 ・(一社)静岡県フロン回収事業協会が主催するフロン回収技術講習会にて、顧客に対する法の周知を依頼
	建設業者(解体業者として)	・建設リサイクル法(パトロール時にチラシを配布) ・解体業許可・登録等通知時にチラシを配布 ・H29に特定解体元請業者を対象としたアンケート調査を実施 ・県内解体業関係団体にフロン排出抑制連絡会議に参加頂き、アンケート結果等を活用し普及啓発を実施
	冷凍空調機器の管理者	・「飲食業界等の団体が主催する講習会等において概要説明を実施(H29 計8箇所約1,000名) ・「県民だより」等県広報媒体を活用し、県民に広く周知 ・立入検査により、実施状況の確認とともに関連業種への波及を見込んだ周知を実施
愛知県	充填回収業者	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(業者向け)の実施 ・チラシ等の配布
	建設業者(解体業者として)	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(業者向け)の実施 ・チラシ等の配布
	冷凍空調機器の管理者	・フロン類排出抑制対策に関する講習会(管理者向け)の実施 ・チラシ等の配布 ・オゾン層保護推進月間における重点立入の実施
三重県	充填回収業者	・ホームページによる情報提供
	建設業者(解体業者として)	・ホームページによる情報提供
	冷凍空調機器の管理者	・ホームページによる情報提供
滋賀県	充填回収業者	立入調査の実施時における周知(パンフレット等の配布)
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールにおける周知(説明とパンフレット等の配布)
	冷凍空調機器の管理者	保健所が実施する食品営業許可継続講習会における周知(説明とパンフレット等の配布)
京都府	充填回収業者	・「十分な知見を有する者」の該当状況を把握するため、アンケートを実施 ・立入検査時にパンフレットを配布予定 ・ホームページでの広報
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法合同立入時にパンフレット配布
	冷凍空調機器の管理者	・立入検査時にパンフレットを配布予定 ・ホームページによる広報
大阪府	充填回収業者	・ホームページによる周知
	建設業者(解体業者として)	・解体工事の元請け業者に対して法の周知・啓発を行うためのリーフレットを作成し、関係団体と連携し、元請け業者に配布する予定である。 ・ホームページによる周知
	冷凍空調機器の管理者	・大阪府が作成した「かんたん管理ガイドブック」(パンフレット)の配布 (事業者団体等への送付、説明会での配布) ・市町村を対象としたフロン排出抑制法の説明会 ・ホームページによる周知
兵庫県	充填回収業者	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明 ・事務所にポスターを掲示 ・登録通知書の更新時にパンフレットを手交し説明
	建設業者(解体業者として)	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明 ・パトロール等による周知
	冷凍空調機器の管理者	・来所時や立入検査時にリーフレットを配布し説明 ・電話による相談時にフロンに関するホームページを案内 ・事務所にポスターを掲示
奈良県	充填回収業者	・新規登録者へパンフレットの配布 ・県ホームページ(エコなら)による普及啓発情報の周知
	建設業者(解体業者として)	建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール実施時に、フロン排出抑制法の遵守状況の確認や理解促進を目的とした周知を行った。
	冷凍空調機器の管理者	フロン排出抑制法改正時及び算定漏えい量の照会時に、管理者向けに周知
和歌山県	充填回収業者	・ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施 ・立入検査時にパンフレットを活用し啓発を実施
	建設業者(解体業者として)	・建設業者を対象とした廃棄物に関する講習会で事前調査等について説明を行う ・解体工事現場への実地調査時にチラシを活用し、普及啓発、情報提供を実施 ・ホームページを活用し普及啓発、情報提供を実施
	冷凍空調機器の管理者	・ホームページ、県広報誌、メールマガジン、ラジオ等を活用し普及啓発、情報提供を実施 ・企業向けの県施策説明会等において普及啓発、情報提供を実施
鳥取県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
島根県	充填回収業者	パンフレット等の配布
	建設業者(解体業者として)	パンフレット等の配布
	冷凍空調機器の管理者	パンフレット等の配布
岡山県	充填回収業者	立入検査に併せた法の周知
	建設業者(解体業者として)	建リ法合同パトロールに併せた法の周知
	冷凍空調機器の管理者	・立入検査に併せた法の周知 ・ラジオによる法の周知
広島県	充填回収業者	新規・更新登録申請時や立入検査時にパンフレットを配布し、口頭説明する。
	建設業者(解体業者として)	解体現場立入の際に解体業者向けのパンフレットを配布し、口頭説明する。
	冷凍空調機器の管理者	・立入時におけるチラシ等の配布 ・保健所が開催する食品衛生講習会における周知、口頭説明
山口県	充填回収業者	立入調査時にパンフレット等を配布し、周知を図っている
	建設業者(解体業者として)	建リ法合同パトロール調査時等にパンフレット等を配布し、周知を図っている
	冷凍空調機器の管理者	・立入調査時にパンフレット等を配布し、周知を図っている ・経済産業省・環境省が主催する説明会を各団体やHPを通じて案内している

表 9 フロン排出抑制法について、各関係事業者に対する周知のため実施又は予定をしている

普及啓発・情報提供の内容 その3

自治体名	対象	普及啓発・情報提供の内容
徳島県	充填回収業者	・県ホームページ上で法の概要、充填回収業者及び管理者の責務について周知 ・充填回収業者及び管理者を対象とした説明会を開催
	建設業者(解体業者として)	・環境省パンフレット等を建設部局等に送付・周知
	冷凍空調機器の管理者	・県ホームページ上で法の概要、充填回収業者及び管理者の責務について周知 ・充填回収業者及び管理者を対象とした説明会を開催
香川県	充填回収業者	県ホームページによる周知
	建設業者(解体業者として)	県ホームページによる周知
	冷凍空調機器の管理者	県ホームページによる周知
愛媛県	充填回収業者	定期的な立入調査時における普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
	建設業者(解体業者として)	建り法に関する一斉パトロール時(5月、10月)の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
	冷凍空調機器の管理者	建り法に関する一斉パトロール時(5月、10月)の普及啓発や県ホームページでのパンフレット等の掲載などによる普及啓発・情報提供を実施。
高知県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	解体業者向けの講習会でチラシを配布
	冷凍空調機器の管理者	無
福岡県	充填回収業者	登録通知時のパンフレット発送
	建設業者(解体業者として)	廃棄物処理業者(排出事業者)講習会での周知 ・フロン排出抑制法に関する管理者向け研修会の開催 ・他法令説明会における周知
	冷凍空調機器の管理者	・パンフレット・グッズの配布 ・マスコミPR
佐賀県	充填回収業者	チラシ・パンフレットの配布
	建設業者(解体業者として)	チラシの配布
	冷凍空調機器の管理者	・チラシ・パンフレットの配布 ・研修ほか
長崎県	充填回収業者	無
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
熊本県	充填回収業者	パンフレットの送付
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	パンフレットの送付
大分県	充填回収業者	・ホームページの公開 ・国作成のチラシ、パンフレットを関係事業者へ配布 ・立入検査の際に法制度について説明、周知
	建設業者(解体業者として)	・国作成のチラシ、パンフレットを関係事業者へ配布 ・立入検査の際に法制度について説明、周知
	冷凍空調機器の管理者	・ホームページの公開 ・国作成のチラシ、パンフレットを関係事業者へ配布 ・立入検査の際に法制度について説明、周知
宮崎県	充填回収業者	・窓口でのチラシ配布 ・手引きでの説明
	建設業者(解体業者として)	ホームページの作成
	冷凍空調機器の管理者	・他法令の事業者向け講習会や説明会においてチラシ等の配布 ・口頭による説明
鹿児島県	充填回収業者	新規登録時に、登録通知に併せて文書を送付し、フロン排出抑制法に基づく適正処理に係る普及啓発を実施。
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	無
沖縄県	充填回収業者	ホームページにおいて、充填回収量等報告に関するQ&Aや、業に係る各種届出の手引きを作成し公開している。
	建設業者(解体業者として)	無
	冷凍空調機器の管理者	ホームページにおいて、管理者の義務等を掲載している。

(2) 市町村、フロン類回収推進協議会、地域活動等との連携・活動強化

19自治体で市町村、各都道府県フロン回収推進協議会、地球温暖化防止活動推進センター、町内会等の各種地域活動との連携・活動強化が行われている。具体的には、パンフレット等の配布、シンポジウム、技術講習会等の開催、立入検査等が行われている。

3. 立入検査等の実施状況

(1) 立入検査の実施状況(表 10-表 15)(図 3)

平成 29 年度において、立入検査は全国で 2,379 件であり、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が 1,088 件、第一種フロン類 充填回収業者が 1,249 件、その他が 42 件となっている。立入検査実施状況の年度での推移をみると、平成 26 年度以降は増加傾向にある。

表 10 立入検査の実施状況

	(件数)					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
立入検査対象全体	1,620	1,271	1,079	1,911	2,718	2,379
第一種特定製品管理者(1)	-	-	-	787	1,299	1,088
第一種フロン類充填回収業者(2)	1,594	1,264	1,067	1,113	1,381	1,249
その他(3)	26	7	12	11	38	42

- 1 フロン排出抑制法が平成 27 年 4 月から施行され、第一種特定製品管理者が立入検査等の対象となった。
- 2 平成 24 年度、平成 29 年度は第一種フロン類 充填回収業者の登録の更新(5 年に 1 度) が多い年に該当。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者。

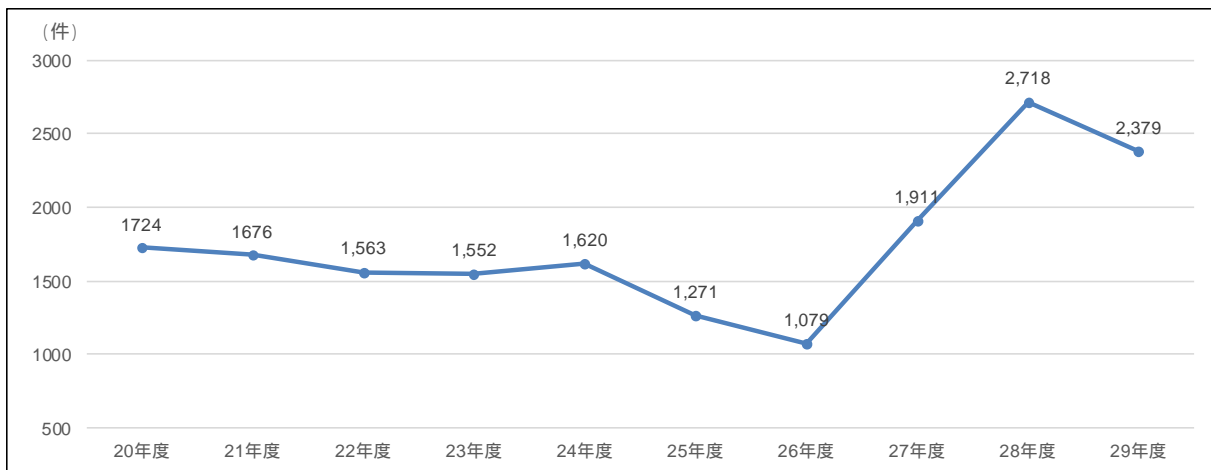


図 3 立入検査の実施状況の推移

表 11 平成 29 年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況

	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の現地調査	
							実施主体が 自治体	実施主体が 協議会等
第一種特定製品管理者	1,088	64	0	0	0	0	55	2
第一種特定製品整備者	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種特定製品廃棄等実施者	22	3	0	0	0	0	6	0
特定解体工事元請業者(事務所)		1					0	0
特定解体工事元請業者(解体現場)		1					99	0
第一種フロン類引渡受託者	20		0	0	1		26	0
第一種フロン類充填回収業者	1,249	206	1	0	2	0	102	0
合計	2,379	275	1	0	3	0	288	2

建設リサイクル法合同パトロール時を除く

表 12 平成 29 年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況
その 1

	第一種特定製品管理者								第一種特定製品整備者							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の現地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の現地調査	
							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
北海道	6	3	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	13	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	30	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	11	7	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	3	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	72	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	26	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	50	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,088	64	0	0	0	0	55	2	0	0	0	0	0	0	0	0

建設リサイクル法合同パトロール時を除く

表 13 平成 29 年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況
その 2

	第一種特定製品廃棄等実施者								特定解体工事元請業者(事務所)							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査	
							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
北海道	1	1	0	0	0	0	1	0		1					0	0
青森県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
山形県	11	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
福島県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岐阜県	1	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
三重県	2	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
岡山県	3	0	0	0	0	0	5	0		0					0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
山口県	0	1	0	0	0	0	0	0		0					0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0
合計	22	3	0	0	0	0	6	0		1					0	0

建設リサイクル法合同パトロール時を除く

表 14 平成 29 年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況
その 3

	特定解体工事元請業者(解体現場)								第一種フロン類引渡受託者							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査	
							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
北海道		0					0	0	0		0	0	0		0	0
青森県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岩手県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
宮城県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
秋田県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
山形県		0					0	0	5		0	0	0		26	0
福島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
茨城県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
栃木県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
群馬県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
埼玉県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
千葉県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
東京都		0					76	0	0		0	0	0		0	0
神奈川県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
新潟県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
富山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
石川県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
福井県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
山梨県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
長野県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岐阜県		0					3	0	0		0	0	0		0	0
静岡県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
愛知県		0					20	0	0		0	0	0		0	0
三重県		0					0	0	0		0	0	1		0	0
滋賀県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
京都府		0					0	0	0		0	0	0		0	0
大阪府		0					0	0	0		0	0	0		0	0
兵庫県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
奈良県		1					0	0	0		0	0	0		0	0
和歌山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
鳥取県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
島根県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
岡山県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
広島県		0					0	0	15		0	0	0		0	0
山口県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
徳島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
香川県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
愛媛県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
高知県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
福岡県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
佐賀県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
長崎県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
熊本県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
大分県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
宮崎県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
鹿児島県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
沖縄県		0					0	0	0		0	0	0		0	0
合計		1					99	0	20		0	0	1		26	0

建設リサイクル法合同パトロール時を除く

表 15 平成 29 年度に実施したフロン排出抑制法に基づく立入検査等の実施状況
その 4

	第一種フロン類充填回収業者								合計							
	立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査		立入 検査	指導・ 助言	勧告	命令	報告 徴収	登録の 取消し等	任意の実地調査	
							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等							実施主体 が自治体	実施主体 が協議会 等
北海道	0	1	0	0	0	0	7	0	7	6	0	0	0	0	27	0
青森県	11	7	0	0	0	0	0	0	25	15	0	0	0	0	0	0
岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0
宮城県	8	3	0	0	0	0	3	0	52	3	0	0	0	0	3	0
秋田県	29	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0
山形県	61	0	0	0	0	0	0	0	112	0	0	0	0	0	26	0
福島県	46	21	0	0	0	0	0	0	77	35	0	0	0	0	0	0
茨城県	44	17	0	0	0	0	0	0	44	17	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	77	0	7	0	0	0	0	0	77	0
埼玉県	15	0	0	0	0	0	0	0	29	4	0	0	0	0	0	0
千葉県	6	0	0	0	0	0	1	0	9	0	0	0	0	0	4	0
東京都	11	0	0	0	0	0	0	0	74	0	0	0	0	0	76	0
神奈川県	111	0	0	0	0	0	0	0	199	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	67	1	0	0	1	0	0	0	68	2	0	0	1	0	0	0
富山県	15	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
石川県	22	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0
福井県	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	30	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0
長野県	4	0	0	0	0	0	0	0	29	3	0	0	0	0	0	0
岐阜県	66	0	0	0	0	0	1	0	101	0	0	0	0	0	4	0
静岡県	10	6	0	0	0	0	0	0	21	13	0	0	0	0	0	2
愛知県	84	0	0	0	0	0	0	0	327	0	0	0	0	0	20	0
三重県	58	8	1	0	1	0	0	0	65	11	1	0	2	0	0	0
滋賀県	52	0	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0	0	0	0
京都府	7	0	0	0	0	0	7	0	10	0	0	0	0	0	18	0
大阪府	20	0	0	0	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	30	28	0	0	0	0	0	0	102	41	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0
和歌山県	11	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	12	0
鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
島根県	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	28	1	0	0	0	0	0	0	112	1	0	0	0	0	5	0
広島県	63	17	0	0	0	0	0	0	93	20	0	0	0	0	0	0
山口県	34	16	0	0	0	0	0	0	52	22	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0
香川県	15	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	44	9	0	0	0	0	0	0	44	9	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	27	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0	0	4	0
長崎県	76	14	0	0	0	0	0	0	76	14	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	27	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1	0	0	0	0	5	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	103	57	0	0	0	0	6	0	103	57	0	0	0	0	6	0
合計	1,249	206	1	0	2	0	102	0	2,379	275	1	0	3	0	288	2

建設リサイクル法合同パトロール時を除く

(2) 第一種特定製品管理者への立入検査先の選定方法(表 16)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査は 1,088 件であり、立入先については、年間検査計

画や検査要領等に基づき選定する場合と、他法令の立入検査に併せて選定する場合が多い。また、その他として、高圧ガス保安法に基づいて届出を行っている事業者から選定する方法等がみられた。

表 16 第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査の実績がある場合の立入先選定方法

	年間立入検査計画や立入検査要領等に基づき選定	他法令の立入検査と併せて実施	前年度までに法第19条に基づくフロン類算定漏えい量報告を行った事業者から選定	漏えい事故等の不適正案件に関する通報や報告等に基づき選定	その他
全国計	21	20	17	6	6

(3) 第一種特定製品管理者への立入検査を行わなかった理由(表 17)

第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査を行わなかったのは11自治体であり、行わなかった理由としては、「第一種特定製品管理者の把握が困難であるため」といった自治体や、「通報等があった場合にのみ対応する」といった自治体がみられた。

表 17 第一種特定製品管理者への法に基づく立入検査を行わなかった理由

	年間立入検査計画や立入検査要領等を策定していない又は策定中のため	立入検査を要する不適正案件に関する通報や報告等がなかったため	立入検査を行う人員を確保できなかったため	第一種特定製品管理者の把握が困難なため	その他
全国計	4	6	3	6	1

(4) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査先の選定方法(表 18)

第一種特定製品等廃棄実施者への法に基づく立入検査は22件であり、立入先の選定方法は、他法令の立入検査と併せて実施される自治体や、不適正案件に関する通報や報告に基づき選定する自治体のみみられた。

表 18 第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査の実績がある場合の立入先選定方法

	第一種特定製品管理者に対する立入検査と併せて実施	他法令の立入検査と併せて実施	漏えい事故等の不適正案件に関する通報や報告等に基づき選定	その他
全国計	2	9	6	1

(5) 第一種特定製品廃棄等実施者への立入検査を行わなかった理由(表 19)

第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査を行わなかったのは38自治体であり、行わなかった理由としては、「不適正案件に関する通報がなかったため」や「第一種特定製品廃棄等実施者の把握が困難であるため」といった自治体がみられた。

表 19 第一種特定製品廃棄等実施者への法に基づく立入検査を行わなかった理由

	年間立入検査計画や立入検査要領等を策定していない又は策定中のため	立入検査を要する不適正案件に関する通報や報告等がなかったため	立入検査を行う人員を確保できなかったため	第一種特定製品廃棄等実施者の把握が困難なため	その他
全国計	7	22	2	18	4

(6) 法第45条第4項に規定する報告件数(表 20)(図 4)

平成29年度における法第45条第4項に規定する報告(引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告)は6件あった。

表 20 「法第 45 条第 4 項」に規定する報告件数

自治体名	「法第45条第4項」に規定する報告件数
北海道	0
青森県	0
岩手県	0
宮城県	0
秋田県	0
山形県	0
福島県	0
茨城県	0
栃木県	0
群馬県	2
埼玉県	0
千葉県	0
東京都	0
神奈川県	0
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	0
静岡県	0
愛知県	0
三重県	0
滋賀県	0
京都府	0
大阪府	0
兵庫県	1
奈良県	0
和歌山県	0
鳥根県	0
鳥取県	0
岡山県	0
広島県	0
山口県	0
徳島県	3
香川県	0
愛媛県	0
高知県	0
福岡県	0
佐賀県	0
長崎県	0
熊本県	0
大分県	0
宮崎県	0
鹿児島県	0
沖縄県	0
計	6

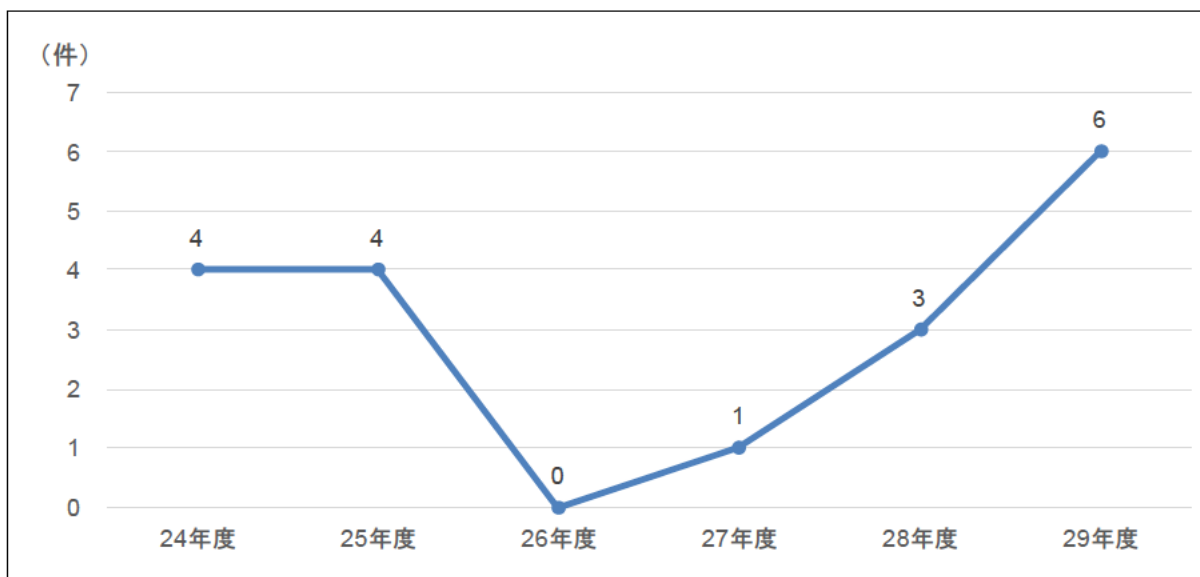


図 4 「法第 45 条第 4 項」に規定する報告件数の推移

(7) 法違反に対する告発件数

平成 29 年度において法違反に対する告発はなかった。平成 22 年度以降、法違反に対する告発数は 0 件である。

(8) 立入検査方針や年間計画等の策定の有無等 (表 21)

毎年度の目標数等を定めた立入検査方針や年間計画等をすでに策定しているのは 22 自治体、策定予定ありは 12 自治体、立入現場等で使用する立入検査要領やマニュアルをすでに策定しているのは 27 自治体、策定予定ありは 5 自治体であった。

表 21 立入検査方針、年間計画、立入検査マニュアル等の策定状況

	立入検査方針・年間計画等 ^{※1}			立入検査要領・マニュアル ^{※2}			
	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	策定済み	策定予定あり	策定予定無し	他のマニュアル等を準用
全国計	22	12	12	27	5	7	9

※1 立入検査方針・年間計画等においては 1 自治体が無回答であった。

※2 立入検査要領・マニュアルにおいては 1 自治体が策定予定有で、かつ他のマニュアル等を準用と回答していた。

4. 他法令との連携状況

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) との連携 (表 22)

ほとんどの自治体において、建設リサイクル法等の他法令と連携した立入が実施されている (42 自治体)。解体に係る届出の共有は、10 自治体で当該自治体内のみ、18 自治体で当該自治体内及び建設リサイクル法政令市等と行われている。また、12 自治体で廃棄物処理法の不法投棄監視との連携が行

われている。その他、建設リサイクル法合同パトロールとあわせてアンケート調査の実施や啓発チラシの配布をする場合もあった。

表 22 建設リサイクル法及び廃棄物処理法との連携

	建リ法等の他法令と連携した立入	解体に係る届出の共有 (都道府県庁内のみ)	解体に係る届出の共有 (都道府県庁舎内及び建リ法政令市等)	廃掃法の不法投棄監視との連携	その他	特になし
全国計	42	10	18	12	5	2

都道府県内の一部市区町村のみと共有しているものを含む。

(2) 建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有、活用の方法

i. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有方法)(表 23)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の情報共有は、紙媒体・電子媒体による情報共有が23自治体、庁内LAN等の電子情報システム等での共有が5自治体であった。

表 23 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有方法)

	紙媒体・電子媒体による情報共有	庁内LAN等の電子情報システム等による共有	その他
全国計	23	5	1

複数回答可のため、表 25 と数値は一致しない。

ii. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有頻度)(表 24)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の共有頻度は、定期的に情報共有をしている自治体や、届け出の都度、情報提供がある自治体、常に閲覧可能である自治体がみられた。

表 24 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(共有頻度)

	届出の都度、情報提供がある。または、積極的な情報提供はないが、常に閲覧可能	定期的	建リ法パト時のみ	内容に応じて	情報提供を求めた場合に都度	その他
全国計	8	14	5	1	6	1

複数回答可のため、表 25 と数値は一致しない。

iii. 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(活用方法)(表 25)

建設リサイクル法第10条に規定する解体届の活用方法は、フロン排出抑制法の立入検査や指導に活用している自治体や、他法令の立入検査や指導にも活用している自治体がみられた。

表 25 通常業務で解体届をどのように共有・活用等しているか(活用方法)

	立入・指導の要否検討	他法令	その他
全国計	18	17	3

(3) 解体届の情報共有の実施が困難な理由や背景事情等(表 26)

通常業務の中で解体届の情報共有を実施していないのは19自治体であり、理由や背景事情としては情報精査が困難といった理由や、情報を有効活用する仕組みがない、といった理由が挙げられた。

表 26 解体届の情報共有の実施が困難な理由や背景事情等

	情報の集約が困難	部局間連携が困難	情報を有効活用する仕組みがない	情報精査が困難	法的根拠が不十分	その他
全国計	2	2	6	7	2	5

(4) 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく上で

の課題や支障となっている事項（表 27）

建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく上での課題や支障となっている事項について、解体業者のフロン排出抑制法に対する認識不足や、建設リサイクル法解体届に第一種特定製品の有無に関する記載項目がないことが大きな支障となるといった理由が挙げられた。

**表 27 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化を促進していく上で
の課題や支障となっている事項**

	第一種特定製品の記載項目がない	指導のタイミングが難しい	事前確認書の保管義務無し	フロン法の認識不足	その他
全国計	26	22	14	27	4

（ 5 ） 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携していること(表 28)

31 自治体で建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)・他部局等と連携を行っており、立入検査を他法令と併せて実施するほか、他法令の届出等の情報を共有し、指導監督に活用する自治体や、他法令に基づく指導監督の際に、法の周知を行う自治体がみられた。

表 28 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を除く他法令・他部局等と連携していること

	他法令・他部局等と連携している自治体	他法令の立入検査と併せて実施					情報共有	普及啓発	その他	連携無し
		大気汚染防止法	水質汚濁防止法	ダイオキシン類特別措置法	高圧ガス保安法	その他				
全国計	31	19	15	9	0	3	11	9	3	16

5. 条例等の制定状況、融資・助成制度の整備状況

（ 1 ） 条例等の制定状況（表 29）

フロン類回収等に関する条例を定めているのは 18 自治体である。

（ 2 ） 融資・助成制度の整備状況（表 30-表 31）

フロン類回収等に関する融資・助成制度を設けているのは、23 自治体である。

表 29 フロン回収等に関する条例

都道府県	条例の名称	施行	特記事項
北海道	該当なし		
青森県	該当なし		
岩手県	該当なし		
宮城県	該当なし		
秋田県	該当なし		
山形県	該当なし		H14.10廃止
福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例	H8.7.16	
茨城県	該当なし		
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例(第54・55条)	H17.4.1	H29.4.1改正
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	H12.10.1	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4.1	第4章フルオロカーボンの排出の抑制
千葉県	該当なし		
東京都	該当なし	H13.4.1	H27.3.31環境確保条例の条項削除
神奈川県	該当なし		H16.4.1該当条文削除
新潟県	該当なし		
富山県	該当なし		
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4.1	
福井県	該当なし		
山梨県	該当なし		
長野県	地球温暖化対策条例	H18.3.30	H25.3.25改正 H26.4.1施行
岐阜県	該当なし		
静岡県	該当なし		
愛知県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	H27.3.31改正、 H27.4.1施行、一部様式はH28.4.1施行 H30.3.30改正、H30.4.1施行
三重県	該当なし		
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	H24.4.1	
京都府	京都府地球温暖化対策条例	H18.4.1	H22一部改正
大阪府	大阪府フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	H27.4改称、一部改正
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H8.7.1	
奈良県	該当なし		
和歌山県	該当なし		
鳥取県	該当なし		
島根県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成14年3月19日島根県規則第5号) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	
岡山県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成14年3月29日岡山県規則第49号) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(H27.3.20改正 H27.4.1施行)
広島県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H14.4.1	H27.3.31最終改正、H27.4.1施行
山口県	該当なし		
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	H29.1.1	第三章第四節フロン類の排出抑制等に係る対策
香川県	該当なし		
愛媛県	該当なし		
高知県	該当なし		
福岡県	該当なし		
佐賀県	該当なし		
長崎県	該当なし		
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H17.3.24	
大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	H12.12.23	
宮崎県	該当なし		
鹿児島県	該当なし		
沖縄県	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則	H13.12.21	H27.3.17改正、H27.4.1施行

表 30 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その1

都道府県	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
北海道	北海道中小企業総合振興資金融資制度(ステップアップ貸付)	中小企業者等	平成9年度 H9~12:環境 保全施設整備資 金 H13~:北海道中 小企業総合振興 資金	北海道内中小企業者等の経営基盤の強化や事業の活性化を図ることによって、北海道内産業経済の発展に資することを目的として設置。 融資対象者:環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 対象施設:特定フロン等の転換・排出抑制・回収施設	【融資金額】1億円以内 【融資期間】10年以内(うち据置1年以内) 【融資利率】 固定金利 3年以内...年1.1% 5年以内...年1.3% 7年以内...年1.5% 10年以内...年1.7% 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱の場合に限る) 【担保及び償還方法】取扱金融機関の定めるところ	
青森県	該当なし					
岩手県	該当なし					
宮城県	環境安全管理対策資金	中小企業者		公害防止の促進、地球環境の保全及び品質・衛生管理の促進を図るため、企業者が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的とする。 対象中小企業者:特定フロン等を業として使用する者で、特定フロン等以外を使用する設備に転換する者。 対象経費:特定フロン等使用設備の代替設備の整備に要する経費	【限度額】 5,000万円 【利率】 年1.9% 【償還期間】 設備資金:7年以内(うち据置期間1年)	
秋田県	該当なし					
山形県	該当なし					
福島県	福島県環境創造資金融資制度	中小企業者等	昭和51年	中小企業者等が行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転若しくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する。 融資対象:オゾン層保護対策施設 オゾン層破壊物質の使用を削減又は廃止するために行う工場等の施設の新設又は改造 オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊処理装置の設置又は改造	【限度額】 個人環境保全資金:3,000万円以内 共同環境保全資金:6,000万円以内 工場等移転資金:3,750万円以内 【利率】 年1.3% 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年)	
茨城県	該当なし					
栃木県	栃木県環境保全資金	中小企業者、中小企業団体	昭和45年 (フロン関連:平成9年)	公害防止施設の設置又は改善や環境の保全に資する事業に対する融資(ノンフロン・低GWP物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入)	【限度額】 所要経費の90%以内で、公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業及び環境の保全に資する事業は、100万円以上1億円以下 【利率】 年1.6% 【償還期間】 融資額1,000万円以上:10年以内(据置期間2年以内) 融資額1,000万円未満:7年以内(据置期間1年以内)	
群馬県	公害防止施設整備資金	中小企業者、中小企業団体	平成元年度	県内で公害防止施設の整備、公害防止のための工場移転、土壌・地下水汚染防止対策を行う場合に利用できる融資制度(フロン類の回収再利用施設等)	【限度額】 5,000万円(知事特認あり) 【利率】 年1.7%(信用保証付きは責任共有制度対象外で年1.3%、責任共有制度対象で1.4%) 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年) 移転は10年以内(うち据置期間1年)	
埼玉県	環境みらい資金	中小企業者(県内)	平成6年度	環境改善施設(フロンの代替・回収・破壊装置)等に対する貸付	【限度額】 1億5千万円(一部を除く) 【利率】 年1.26%又は年0.96% 【償還期間】 7年又は10年	
千葉県	千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度	中小企業者	昭和49年	フロン代替施設への転換、新設、放出防止のための施設の密閉構造化、使用量を減少させる施設(フロン回収施設を含む)の設置	【限度額】 1中小企業等 5,000万円(他の補助金額を除く) 【利率】 年2.2%以下(借入期間に応じて異なる) 【償還期間】 設備資金 10年以内	
東京都	該当なし					
神奈川県	神奈川県中小企業制度融資(事業振興資金)	中小企業者、協同組合等およびNPO法人	平成4年4月	フロン回収再利用設備の設置、改善に対応して融資	【限度額】 2億円 【利率】 1年以内:年1.6%以内(固定金利) 1年超10年以内:年2.6%以内(固定金利)または金融機関の短期プライムレート+0.8%以内(変動金利) ただし、信用保証を付けない場合は金融機関所定の利率(固定金利) 【償還期間】 10年以内	
新潟県	該当なし					
富山県	富山県中小企業環境施設整備資金融資	(1)富山県内に工場又は事業場を有し、事業を営んでいる者 (2)中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲)に該当する者 (3)県税を完納している者	昭和46年4月 (フロン関連:平成7年6月)	オゾン層を破壊する物質の排出の抑制及び使用の合理化のために必要な施設の整備等に要する資金融資	【限度額】 個別3,000万円 団体5,000万円 【利率】 年1.70%以内 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年)	
石川県	石川県環境保全資金融資制度	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	平成7年度	フロン回収設備の整備に対して融資する	【限度額】 5,000万円 【利率】 年1.60% 【償還期間】 10年以内(据置なし)	
福井県	該当なし					
山梨県	山梨県商工業振興資金融資制度	中小企業者	平成5年4月	代替フロン・脱フロンのための設備整備に要する資金	【限度額】 5,000万円 【利率】 年1.8%(責任共有1.8%) 【償還期間】 7年以内(うち据置期間1年)	
長野県	該当なし					

表 31 フロン類の回収に関する民間企業への支援制度 その2

都道府県 政令指定都市	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
岐阜県	中小企業資金融資制度 (元気企業育成資金 新エネルギー等支援資金)	中小企業者(県内)	平成16年	地球環境の保全・改善を図るための施設設備の導入等に対する融資	[限度額] 10,000万円 [利率] 年1.3%(償還期間が10年を超える場合年1.7%) [償還期間] 15年以内(うち据置期間1年)	名称、融資内容を変更
静岡県	経営改善資金	中小企業者、組合	昭和51年4月	中小企業者等の行う設備投資(フロン類の使用を廃止するための代替装置の設置及び回収・再生・破壊装置等の設置等を含む)に関する経費等を対象に融資を行い、利子補給を行う。	[限度額] 1企業5,000万円 [利率] 年1.9% [償還期間] 10年以内(うち据置期間1年)	
愛知県	愛知県経済環境適応資金融資制度(パワーアップ資金)	中小企業者	昭和40年	県内の工場・事業場(新設・増設の場合を含む)の公害を防止するために必要な施設(有害ガス(特定フロン等含む)除去施設)の設置及び改善に要する経費を対象に融資を行い、利子補給を行う。	[限度額] 1億5,000万円 [融資期間/利率] 1年超5年以内/年 1.1%以内、5年超7年以内/年 1.2%以内、7年超10年以内/年 1.3%以内 [利子補給率] 支払利子額の60% ただし、融資額5,000万円(又は7,000万円)を上限として利子補給を行う。	平成26年4月に「愛知県環境対策資金融資制度」から移行
三重県	該当なし					
滋賀県	該当なし(平成19年度末で廃止)					
京都府	該当なし(平成16年度に一般施策に移行)					環境保全対策低利融資制度(平成5年創設)が平成16年度より見直しされたもの
大阪府	該当なし					
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金融資制度(環境保全グリーンエネルギー設備設置資金)	中小企業者	平成7年度	オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金を融資する	[限度額] 1億円 [利率] 年0.7% [償還期間] 10年以内(2年以内据置可)	平成23年8月に融資内容の充実化を実施
奈良県	該当なし					
和歌山県	和歌山県中小企業融資制度(振興対策資金環境保全枠)	中小企業者(県内)	平成27年9月	県内中小企業が行う環境保全施設などの整備資金を対象に低利で融資。(ノンフロン製品の購入)	[限度額] 5,000万円以内 [利率] 年1.8%以内 [融資期間] 10年以内(据置1年以内)	
鳥取県	該当なし					
島根県	該当なし					
岡山県	新エネ・環境対策資金	環境保全を行う中小企業者又は組合	平成21年度	フロン類の使用施設の代替施設の設置及び回収装置等の購入に必要な資金を融資する。	[限度額] 1億円 [利率] 責任共有制度対象 年2.00%(変動金利) 責任共有制度対象外 年1.85%(変動金利) [償還期間] 10年以内(うち据置期間2年)	平成21年4月に資金の再編を実施
広島県						廃止
山口県	地球にやさしい環境づくり融資制度	中小企業者、組合	平成10年4月1日	環境保全のために必要な施設を整備する中小企業者に必要な資金を融資する。	[限度額] 500万円 [利率] 年2.0% [償還期間] 5年以内(うち据置期間1年) [対象施設] フロン回収機器	
徳島県	徳島県環境保全施設整備等資金	県内に工場等を有し、1年以上同一事業を営んでいる等の会社及び個人など	平成10年度	環境保全事業に必要な資金を融資する。	[限度額] 5,000万円 [利率] 年2.35%以内(信用保証協会保証2.3%以内) [償還期間] 7年以内(うち据置期間1年) [対象施設] 特定フロン等の回収装置の設置又は購入	
香川県	香川県環境保全施設整備資金融資制度	・県内において、環境保全施設の設置または改善を行うとする者 ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・県税を完納している者 ・個人住民税を完納している者(申請者が個人の場合)	平成13年度	オゾン層保護対策のための施設の設置等に要する経費を融資する。	[限度額] 5,000万円 [利率] 10年以内の場合は年1.80%、10年を超え15年以内の場合は年2.10% [償還期間] 15年以内(うち据置期間1年)	
愛媛県	愛媛県環境保全資金融資制度	中小企業者、環境保全施設を設置しようとする者	平成11年度	フロン等を回収し、又は処理する設備の導入に対する資金の貸付	[限度額] 5,000万円 [利率] 年1.70%(平成26年度) [償還期間] 10年以内	
高知県	該当なし					
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	中小企業者、中小企業団体	昭和45年(フロン関連:平成7年)	融資対象は、特定フロン等の回収装置及びボンベ購入費並びに回収装置設置場所の工事費。	[限度額] 4,000万円	
佐賀県	該当なし					
長崎県	該当なし					
熊本県	該当なし					
大分県	該当なし					
宮崎県	該当なし					
鹿児島県	観光・ものづくりパワーアップ資金	中小企業者、組合(県内)	平成27年4月	観光産業と製造業の重点産業分野()における中小企業者の取組を応援する融資制度。 重点産業分野(自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、ハイオ、航空機関連産業)	[限度額] 1億5,000万円(運転資金・設備資金) [利率] 年1.8%～年2.3% [償還期間] 運転7年以内(うち据置期間24月以内) 設備15年以内(うち据置期間36月以内)	
沖縄県	該当なし					

6. フロン類回収等推進協議会

フロン類回収推進協議会については、活動しているのが 10 自治体、休止しているのが 16 自治体、廃止となっているのが 20 自治体である（1 自治体が無回答）。活動中の主な内容は、フロン類の回収及び処理に関する現状や課題の共有、普及啓発等である。